



子どもの元気をふるさとの未来につなげるまちづくり

第1節 健やかに生み育てる環境づくり

第1項 安全な妊娠及び出産への支援

現状と課題

女性の一生の中で、妊娠、出産、産じょく期は心身ともに大きく変化し、これに加えライフスタイルの変化を要求されるためとても重要な時期です。

そのため、安全で快適な出産に向けたきめ細かな健康管理への支援をはじめ、妊娠、出産、育児に対する不安の軽減を図る心のケアが必要です。

また、子育てについての知識、親になるための準備として育児について学ぶ機会の確保が求められています。

施策項目・施策内容

(1) 妊婦一般健康診査の実施

- ・妊娠期の健康管理及び安全で快適な「いいお産」を目指し、妊婦の健康診査を行います。

(2) マタニティクラスの開催

- ・夫婦や家族が、妊娠、出産、育児について楽しく学びながら、その時期をうまく乗り越えられるよう仲間づくりや育児不安の解消の場として教室を開催します。

(3) マタニティマーク*の普及

- ・妊娠初期は、外見では妊婦とわかりづらいことから、マタニティマークを身につけることにより周囲に妊娠していることを知らせ、妊婦への配慮を促します。

(4) 不妊治療に対する支援

- ・不妊治療を行っている夫婦の不安の軽減を図るため、支援を行います。



マタニティマーク

指標	算出方法等	基準年	現状値	平成23年目標値	備考
妊婦一般健康診査受診率	受診者数÷対象者数	平成17年	92.5%	96%	

用語解説

※マタニティマーク…妊産婦が交通機関等を利用する際に妊産婦であることを示し、周囲に配慮を求めやすくするもの。

第2項 育児不安の軽減と虐待発生予防

現状と課題

少子化の進行や地域における連帯感の希薄化、育児情報のはん濫等を背景に、母親の多くは、妊娠、出産、育児のあらゆる場面において様々な不安を抱え、悩んでいます。

また、親の精神的未熟さや、親自身の精神的な問題や生活上のストレス等により、様々な要因が錯綜して、わが子を虐待してしまう親の増加が問題となっています。

子どもの健全な発育、発達を促すためには、乳幼児期において愛情あふれる良好な親子関係の確立が何より重要です。

施策項目・施策内容

(1) 子育て情報の提供

- ・子育て家庭向けに、行政及び地域が実施している子育て支援事業や、子育てに関する情報を提供します。

(2) 出産後の不安の軽減

- ・出産後、特に保健指導を必要とする産婦及び新生児に対し、支援を行います。

(3) 育児不安に対する相談

- ・育児不安や、我が子への虐待不安を感じている母親等の育児相談を行います。

第3項 子どもと母親への健康支援

乳幼児期に確立された生活リズムは、健康状態に大きな影響を与えるとともに、その後の生涯にわたる生活習慣の基盤になるため、乳幼児期から健康的な生活習慣を身につけていくことが大切です。

そのため、疾病の予防対策として、好ましい食習慣や、生活リズムの確立への支援等を進め、乳幼児期から始める生活習慣病の予防対策を充実させる必要があります。

(1) 乳幼児健康診査の実施

- ・乳幼児の健康保持増進を図り、発育や発達の状況を確認し、医療等の適切な援助を行うため、乳幼児の健康診査を行います。

(2) 母子保健訪問相談事業の実施

- ・妊娠、出産、育児に関する正しい知識の普及と、疾病等の早期発見及び育児不安の軽減を図るため、妊産婦、新生児等に対し、保健師等による家庭訪問指導を行います。

(3) 予防接種の実施

- ・感染症の予防を図るため各種予防接種を行います。

指標

指標	算出方法等	基準年	現状値	平成23年目標値	備考
乳幼児健康診査受診率	受診者数÷対象者数（7か月健診）	平成17年	91.9%	98%	

第4項 食育の推進

現状と課題

朝食の欠食等の食習慣の乱れや、思春期やせなどから心の健康問題が心配されています。

乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の形成、家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、保健分野、教育分野、農業分野をはじめとする様々な分野が連携し、乳幼児から思春期までの発達段階に応じ、食に関する学習機会や情報の提供が必要です。

また、食事づくり等の体験活動や、土とふれあい、自然を学び、農業を地域の産業として理解できるように取り組みを進める必要があります。

(1) 栄養指導の実施

- ・乳幼児とその保護者に、栄養指導を行います。

(2) 学校給食、保育所給食における地産地消の推進

- ・食材に市内産の農産物を使用し、安全・安心でおいしい食事の提供により、子どもたちの食と地域農業への関心を高めます。

指標	算出方法等	基準年	現状値	平成23年目標値	備考
栄養指導実施回数		平成17年	60回	60回	

第5項 家族全員による子育て活動の促進

現状と課題

家族全員で子育てをしていくことは、特定な家族に偏りがちな子育ての負担を軽減し、子どもの人格形成にも好影響を与えと考えられます。

そのため、家族参加の行事や体験活動の充実、講習会の開催等により、家族全員による子育てを促進し、また、子どもが喜怒哀楽を感じ情緒の安定を育み、他人に対する尊敬や思いやりを持てるような子育てが求められています。

施策項目・施策内容

(1) 「家庭の日」の推進

- ・親子の絆やふれあいを深め、ぬくもりのある家庭づくりのため「家庭の日」*を推進します。

(2) 子育てに関する学習機会の提供

- ・子どもが心豊かに育つための学習機会を提供します。

(3) 父親を対象とした子育て活動の促進

- ・父親に対して、育児の知識や技術を身につけ、父親同士で情報交換できるような機会を提供します。

(4) 保育参観等の実施

- ・保育所では、家族をはじめ地域の高齢者が子どもと一緒に参加できる行事や交流機会を設け、地域ぐるみで子育て支援を促進します。

用語解説

※「家庭の日」…家庭の大切さ、家庭の役割のすばらしさについてあらためて考える機会としてもらうため、毎月第3日曜日を「家庭の日」と定めている。

第2節 子育て家庭を支援する仕組みづくり

第1項 地域社会全体で子育て家庭を支援

現状と課題

わが国の家族構成は、今後ますます「2世代世帯」の増加が見込まれます。

このことから、核家族化の進行や少子化等に伴う育児の孤立化により、家庭において子育てをしている専業主婦等の育児不安が指摘されており、共働き家庭のみならず、すべての子育て家庭を対象とする支援の充実が求められています。

施策項目・施策内容

(1) 子育て支援センターを中心とする支援

- ・地域全体で子育てを支援していく基盤づくりのため、専門スタッフを配置した子育て支援センター等において、育児相談や情報提供等を行います。

(2) 子育てサークル等の拡充

- ・乳幼児を持つ親同士が自由に交流するための場として、また、情報提供、ボランティア育成、ネットワークづくりを進めます。

(3) ファミリーサポートセンター事業の実施

- ・育児の援助が必要な人からの依頼に応じ、育児の援助ができる人を紹介する相互援助活動の橋渡しを行います。

指 標	算出方法等	基準年	現状値	平成23年目標値	備 考
子育て支援センター利用者数		平成17年	24,155人	30,000人	
ファミリーサポートセンター利用者数		平成17年	102人	150人	

第2項 経済的な支援の取組み

失業率の上昇や地域経済の低迷等により、家計に占める子育てに係る負担の割合が増えており、出生率の低下原因の最も大きな理由に、「子育て費用の負担の増大」が挙げられています。

そのため、子育て家庭への経済的負担の軽減が求められています。

施策項目・施策内容

(1) 子育て家庭への経済的支援

- ・児童手当の支給、乳幼児医療費の助成を行います。
- ・保育所の保育料を国の徴収基準額よりも軽減します。
- ・経済的理由で就学困難な児童や生徒の保護者に対し必要な援助を行います。
- ・奨学金や奨学基金による援助を行います。
- ・幼児教育や幼稚園就園に対し補助を行います。
- ・特別支援学級に就学する児童や生徒の保護者に対し就学援助を行います。
- ・経済的理由で入院助産が困難な妊産婦に対し、入所措置をし、援助を行います。

第3項 家庭生活と職業生活の充実

現状と課題

子育てに関する不安感や負担感として、配偶者の協力や理解の不足が挙げられており、男女が共に家庭における役割を担うことへの意識の啓発を図ることが必要です。

また、若い世代が安心して家庭を築き、子どもを産み育てることができるようになるためにも、経済的に自立した生活への支援が求められています。

(1) 男女共同参画社会づくりの推進

- ・各種講座や研修を通し、子育ての男女相互協力への人材育成と啓発を行います。

(2) 雇用対策の推進

- ・職業相談室の充実を図ります。
- ・中高高等職業訓練校及び中野地域職業訓練センターの運営に対し助成を進めます。
- ・雇用確保人材育成事業等を推進します。

第4項 多様なニーズに合わせた保育サービス等の充実

近年は、女性の就労率の上昇や育児休業制度の充実等により、出産後も保育所等を利用して就労を継続する傾向が強くなっており、さらに、就労形態も多様化していることから、日曜日・祝日の勤務や長時間勤務、あるいは短時間勤務等の人が利用できる多様な保育サービスが求められていくと思われま。

そのため、多様化する保育ニーズに対するきめ細かな対応への期待に応え、保育所職員個々の専門性を高めるとともに、安全な施設で、安心して保育を行う必要があります。

また、子ども同士が地域で遊ぶ機会が少なくなっている中、放課後や長期休業時に児童が健全に過ごすことができる環境整備が必要となっています。

施策項目・施策内容

(1) 多様な保育サービスへの対応

- ・保護者の勤務時間等に対応するため、長時間保育の充実を推進します。
- ・保護者の負担軽減や就労形態に対応するため、一時的保育、休日保育を実施します。
- ・病気回復期の児童を支援するため、病後児保育事業を委託により促進します。
- ・児童の個性を豊かに育む環境を提供するため、老朽化した保育所の整備を進めます。

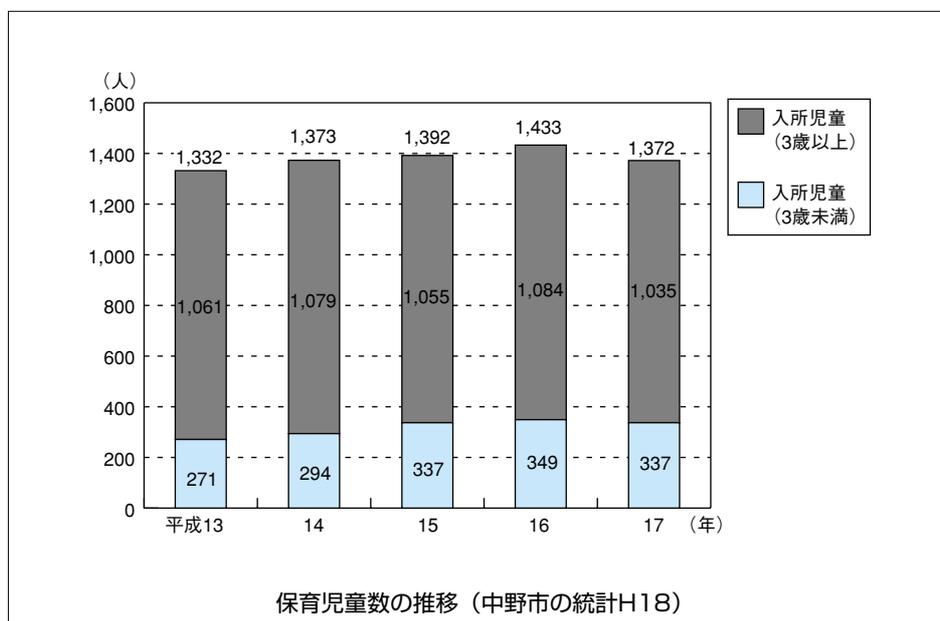
(2) 保育サービスの質の向上

- ・保育所職員研修等を実施します。
- ・保育所に苦情相談窓口を設置し、苦情相談に対応します。
- ・認可外保育施設の児童の処遇向上を図るため、運営費等を補助します。
- ・地域のお年寄りと積極的に交流します。

(3) 放課後の児童の健全な育成

- ・児童クラブ、放課後児童教室、児童センターを開設します。
- ・地域における児童の遊び場の整備を支援します。
- ・障害児の自立支援の促進を図るため、適切な遊びや生活の場を提供します。

指 標	算出方法等	基準年	現状値	平成23年目標値	備 考
長時間保育利用者数		平成17年	290人	310人	
待機児童数		平成17年	0人	0人	



第5項 特別な援助を要する家庭への支援

現状と課題

母子家庭に対しては就業支援、父子家庭に対しては日常生活支援が特に求められており、ひとり親家庭の子どもに対しても、一般家庭の子どもと同じように養育され、家庭生活が送られるよう福祉の充実に努める必要があります。

また、発達障害を含む障害のある子どもの自立や社会参加に向けて、乳幼児期から成年期まで、一人ひとりの多様なニーズに応じた一貫した相談支援体制が求められています。

施策項目・施策内容

(1) ひとり親家庭への支援

- ・ 経済的自立や生活意欲の助長を図るための母子福祉資金の貸付けや医療費の一部の助成等経済的支援を行います。
- ・ 生活支援のための人材派遣を行います。
- ・ 母子自立支援員を配置し、生活全般の相談と自立に必要な指導助言を行います。
- ・ 生活の安定と自立を援助するため、児童扶養手当を支給します。
- ・ 暴力により緊急に保護する必要がある母子の支援を行います。

(2) 障害のある子どもへの支援

- ・ 時間単位で介護サービスを提供します。
- ・ 日常生活の利便を図るため、補装具や日常生活用具の給付・修理を行います。
- ・ 福祉手当や特別児童扶養手当を支給します。
- ・ 身体介護等日常生活の支援や集団生活への適応訓練を行います。
- ・ 障害児保育や特別支援学級就学援助等を行います。



第3節 豊かな子ども時代を過ごすための社会づくり

第1項 子どもの権利を尊重する社会風土の醸成

現状と課題

「児童の権利に関する条約」は、子どもの「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つの権利を定め「子どもの最善の利益」の確保をめざしています。

しかし、虐待やいじめ、不登校、援助交際など、子どもを取り巻く問題はより一層深刻化している現状です。

そのため、「子どもの権利」を尊重する気風を醸成する必要があります。

施策項目・施策内容

(1) 子どもの権利を尊重する気風の醸成

- ・毎年5月5日（こどもの日）から一週間の「児童福祉週間」において、児童福祉のローガン等を広報等で周知し、児童福祉の理念の周知と児童を取り巻く諸問題への社会喚起を行います。

第2項 子どもを見守る地域社会の連携

本市は、次代を担う子どもたちの健全育成に向けて、各種育成事業や有害環境の浄化活動に、関係団体と連携して取り組んでいます。

子どもたちが、地域で健やかに暮らせるまちづくりを実現するために、子どもに関わる情報を的確に収集・提供できる体制の整備を図るとともに、ボランティア団体や学校、行政等も含めた関係団体の連携のあり方についての検討が必要です。

(1) 青少年対策事業の実施

- ・少年補導活動や有害環境の浄化活動を実施します。
- ・地域の連携を深めるため、青少年問題協議会、市民集会の開催や街頭啓発活動等を行います。
- ・地域ぐるみで青少年の健全育成を推進するため、青少年健全育成会等の活動を支援します。

第3項 子どもに関する相談体制の充実

現状と課題

虐待、非行、不登校等様々な問題を抱える子どもや家庭に対し、各種相談機関が、当事者への助言、専門機関への紹介、児童福祉施設への入所相談・支援事業を行っています。

しかし、子どもたちや保護者の悩みを少しでも解消するためには、問題行動の早期発見や適切な助言など、一層の支援体制を築く必要があります。

これらの事業をより充実させるため、相談者のプライバシーを保護するための環境整備、相談員の資質の向上、また、相談機関が一層の連携を図りお互いの情報収集・情報の提供や協力依頼ができるネットワークの構築が求められています。

施策項目・施策内容

(1) 子ども相談室の開設

- ・児童に関する日常生活の悩み、心配ごとに関する相談や問題解決を支援する総合窓口として子ども相談室を設置します。

(2) 保育所等における子育て相談室の開設

- ・保護者の悩みを解消するため、保育士等による乳幼児の子育て相談を行います。

(3) 教育相談の実施

- ・いじめ、不登校等で悩んでいる児童・生徒に対し相談に応じます。

(4) 子どもサポートネットワークの設置

- ・問題行動を起こす児童及び虐待が心配される児童の早期発見や適正な保護を図るため、関係機関がサポートチームを編成して対応し、地域における支援システムづくりを行います。

第4節 次代を担う心身ともにたくましい人づくり

第1項 多様な体験機会の拡大と自立を促す企画・事業の充実

現状と課題

家庭や地域を取り巻く社会状況が様々に変化し、子どもに関わる人々の意識や核家族化によるライフスタイルも変化している中で、少子化により子どもの数が減り、子どもが大切にされる反面、社会性の不足や人間関係の希薄化が指摘されています。

子どもたちが、心身ともに調和のとれた人間として成長し、他人を思いやる心や豊かな人間性を育てていくため、自然体験、芸術・文化体験を通しての遊びや学習をすることや、子どもたちが主体的に課題を発見し自主的に取組める環境づくりが求められています。

施策項目・施策内容

(1) 子どもたちが主体的に取り組める体験の場づくりと機会の提供

- ・地域や公民館・図書館等において、研修会や子どもたちが主体的に取り組める生活体験・自然体験、芸術・文化体験等の場づくりと機会を提供します。

第2項 思春期の心と身体健康づくり

思春期は一生の中で身体的、精神的変化が最も大きい時期であり、思春期特有のこころの問題は近年の社会環境の変化を反映して深刻化しており、これらを解決していくのは非常に困難になっています。

そのため、乳幼児期からの心身ともに健やかな子育てについての取組みの強化と、こころの問題を抱える子どもとその家族への支援が求められています。

また、思春期の子どもに対する正しい知識の普及啓発や心の健康等の充実を図るとともに、保健、医療、福祉、教育の関係者の連携を一層強化し、家庭、学校、地域における効果的な総合支援が必要です。

(1) 健康教育・相談事業の実施

- ・地域、学校等を訪問し、健康教育を行うほか、個々のケースに対応し、家庭訪問を実施します。

(2) 心の健康相談事業の実施

- ・心の問題に対して、精神科医による個別健康相談を行います。

(3) 学習機会の提供

- ・子どもたちが早いうちから子育てを考えていく学習機会の提供を行います。

第3項 子どもの活動を支援する施策

現状と課題

子ども期は、その後の人格を形成する最も重要な基礎時期にあり、今後の人生を左右する大切な時期であることを認識し、子どもの生活の場・成長の場である家庭、学校、地域社会等において、周囲の大人が支え、支援していく必要があります。

子どもの育成にかかわる家庭、学校、地域の連携協力を今以上に推進し、また、それぞれが本来持っている役割について再点検するとともに、その育成機能を向上させていく必要があります。

施策項目・施策内容

(1) 青少年健全育成会等への支援

- ・地域ぐるみで青少年の健全育成を推進するため、青少年健全育成会等への支援を推進します。

(2) P T A 活動の実施

- ・保護者及び教師が連携を密にし、研修会の開催、各種集会に参加し、教育環境の向上を図ります。

第4項 魅力ある学校教育の推進

少子化は、子どもが社会性や自主性を身につける機会の減少や、子どもへの過干渉・過保護といったマイナスの側面をもたらす可能性があります。

このような中で、時代の変化に対応できるたくましい子どもを育むため、家庭や地域との連携を図りながら心豊かな人間性、健康や体力といった「生きる力」を育成していくことが学校教育の重要な課題となっています。

(1) 小・中学校教育の充実

- ・第6章第1節第1項に記載のとおり。

(2) 関連機関との連携強化

- ・幼稚園、保育所と小学校・中学校の連携に努めます。

第5節 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり

第1項 快適な生活空間の整備

現状と課題

安心して子育てをするためには、子どもを連れて気軽に外出できる安全で快適な生活環境を整備する必要があります。

子育て中の保護者が外出する際に困ることとして、「トイレ」や「食事場所の不足」「買い物や用事の合間に遊ばせる場所の不足」「歩道の段差」「授乳する場所や必要な設備」等があります。

公共施設を中心に誰もが子育てがしやすいよう環境を整備し、子どもを育てる家庭に配慮したまちづくりが求められています。

施策項目・施策内容

(1) 子育てしやすい環境づくり

- ・公共施設を中心に、市民ニーズに対応した環境整備を推進するなど、子育てしやすい環境づくりに努めます。

第2項 子どもの安全・安心の確保

近年、学校等への通学途中や学校を発生場所とする事故や犯罪が増加しています。

子どもの安全を守るためには、交通ルールを身につけ交通事故に遭わないように交通安全教育を行うとともに、通学路等の防犯に配慮した環境整備を進め、学校、地域、関係機関の一層の連携により、地域ぐるみで危険予防に取り組む必要があります。

(1) 安全の確保

- ・家庭、地域、学校、関係機関と連携し、防犯活動の充実に努めます。

(2) 防犯対策事業の実施

- ・通学路の環境整備を図るため防犯灯整備への支援を行います。
- ・通学・通園時間を中心に青色防犯パトロールを実施し、犯罪被害の未然防止に努めます。

(3) 交通安全教育関係事業の実施

- ・家庭、学校、地域等において相互の連携を図り、季別の交通安全運動を中心として、関係機関や団体と一体となって運動を推進します。

- ・小学生を対象に正しい自転車の乗り方の知識及び技術を指導します。
- ・保育所等において、交通安全教室を開催します。

指標

指標	算出方法等	基準年	現状値	平成23年目標値	備考
防犯ブザー配布率	配布数÷小学1年生の人数	平成18年	100%	100%	

第3項 子育ての男女相互協力への応援

現状と課題

「子育てが大変なことを身近な人が理解してくれない」や「子育てに関しての配偶者の協力が少ない」「配偶者と子育てに関して意見が合わない」と感じている市民が少ないながらも、固定的な性別役割分業の是正を図ることが課題となっています。

女性の社会進出が進む中で、男女が協力し合い、子育てを行うことが求められています。

施策項目・施策内容

(1) 男女共同で行う子育てへの支援

- ・固定的な性別役割分担意識を解消し、女性と男性が平等な立場で能力や個性を発揮できるよう、意識改革を図ります。
- ・各種講座や研修を通し、男女共同の子育てへの啓発を行います。

(2) 女性相談窓口の設置

- ・専門の女性相談員が、子育て中の悩みを抱えている女性に対し相談を受け、共に解決の道を探します。